

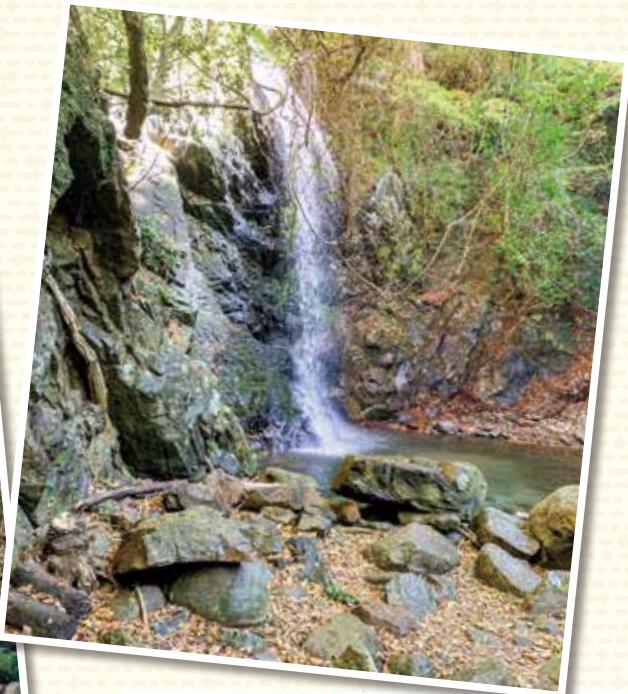
福祉 伝える

社 会 み え

No.
409

10月号
2025年

ひびき
あ



今回の表紙写真は県社協職員が訪れた伊賀市
「澄んだ空気に包まれて、秋の訪れを感じる
白藤の滝」の様子をお届けします。



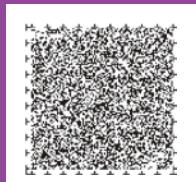
写真の投稿はこちらから
あなたの写真が世界への冒険を共有し、
福祉の魅力を広める一役を担うかもしれません！



contents

- 特集：三重県共同募金会の取組み 2
- 連載：○○にきいてみよう 5
- 連載：福祉レストラン 6
- information 7
- ありがとうメッセージ 8

福祉みえでは、2～4ページの
特集記事にuni-voiceによる
音声コードを導入しています。



Uni-Voice音声コード

ふれあいネットワーク



社会福祉
人 三重県社会福祉協議会

三重県共同募金会の取組み



三重県共同募金会
ホームページ

～税制上の優遇措置と遺贈・相続寄付について～



1 近年の三重県の募金額の状況

令和7年度の共同募金運動が10月1日から県内で一斉に始まりました。

共同募金運動は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として開始して以来、県民の皆様の善意に支えられ、運動を実施しています。

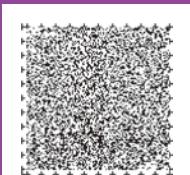
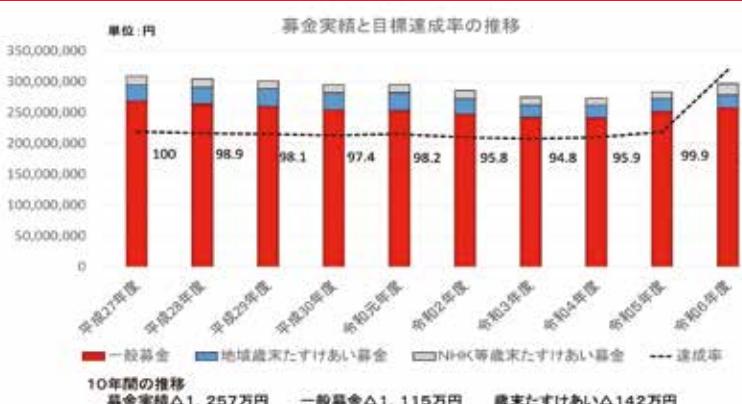
例年、募金していただいている皆様、募金運動にご協力をいただいている関係者・ボランティアの皆様には、厚くお礼申し上げます。

今号では、近年の三重県の募金額の状況、共同募金にご協力いただく方への有益な情報として、税制上の優遇措置、遺贈・相続寄付について紹します。

三重県の令和6年度の募金額は、2億9,642万7,479円で、昨年度から約1,353万円の増加となりました。街頭募金運動等を自ら売上の一部が募金となる募金百貨店プロジェクト等を実施することで、10年前と比較すると約885万円の増加となっています。

三重県の本年度の募金目標額は、2億8,440万円であり、目標額を達成するには、共同募金の主旨を広く理解していただくため、共同募金の使途を「見える化」し、活動に共感していただく方を増やしていく必要があります。

募金額の減少の要因は様々ですが、人口減少や少子高齢化社会の影響、自治会に加入する世帯の減少等が挙げられます。このことで戸別募金が10年前と比較すると約3,124万円の減少となっており、募金額の減少に大きく影響しています。一方、法人募金については、ダイレクトメールにて寄付を募るDM募金や、企業が設定した寄付つき商品を住民の方々が購入することにより売上の一部が募金となる募金百貨店プロジェクト等を実施することとで、10年前と比較すると約885万円の増加となっています。



Uni-Voice音声コード

2 税制上の優遇措置

共同募金会は、税制において、国と地方公共団体と同じように寄付に対する「優遇措置の対象団体」に指定されています。税制上の優遇措置が講じられるのは、共同募金会が行う事業が社会福祉法によって位置づけられる運動であり、共同募金による助成が社会福祉の増進に寄与していると社会的評価を得ているためです。

①個人としてご寄付をいただく場合

寄付金は所得税（国税）の寄付金控除対象（又は寄付金税額控除対象となるうえ、さらに個人住民税（地方税）の寄付金税額控除の対象となる場合もあります。また、所得税の控除では、税額控除方式・所得控除方式のどちらかを寄付者が選択することができます。



所得控除方式

「所得控除」とは、寄付者のその年分（1月～12月）の課税対象となる所得から、該当する額が控除されることをいいます。

$$\text{税額} = (\text{所得金額} - \text{※所得控除額}) \times \text{税率}$$

※所得控除額

$$= \text{寄付金額} (\text{年間所得の } 40\% \text{ を限度とする額}) - 2 \text{ 千円}$$

税額控除方式

「税額控除」とは、納付すべき所得税額から、該当する金額が控除されることをいいます。

ただし、税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度となります。

$$\text{税額控除額} = (\text{税額控除対象寄付金額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\%$$

※確定申告の際に当会発行の証明書が必要となります。
三重県共同募金会HPにてダウンロード可能

②法人としてご寄付をいただく場合

共同募金会に対する寄付金は、特定公益増進法人である社会福祉法人に直接寄付する場合に比べて法人税法上、格段の優遇措置が設けられており、法人の課税対象となる所得から法人が支出した寄付金の全額が一般寄付金の損金算入限度額の枠とは別に控除される全額損金算入扱いとなります。

個人住民税

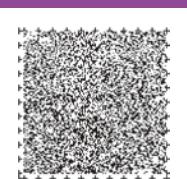
納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されます。なお、地方税である個人住民税は、国税である所得税の場合とは異なり、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に寄付者の住所があることが必要になります。

$$\text{税額控除額} = \{\text{寄付金額} (\text{年間所得の } 30\% \text{ を限度とする額}) - 2 \text{ 千円}\} \times 10\%$$

寄付金控除については、上記の①個人としてご寄付をいただく場合」「②法人としてご寄付をいただく場合」と同様になります。

寄付金控除については、上記の①個人としてご寄付をいただく場合」「②法人としてご寄付をいただく場合」と同様になります。

3 受配者指定寄付金制度



Uni-Voice音声コード

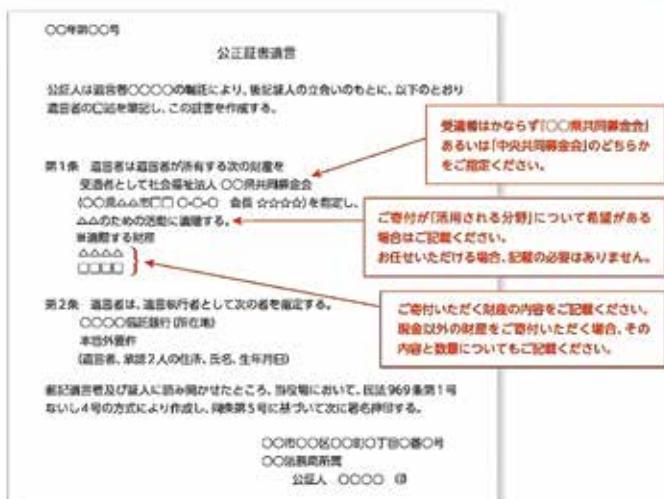


3 遺贈

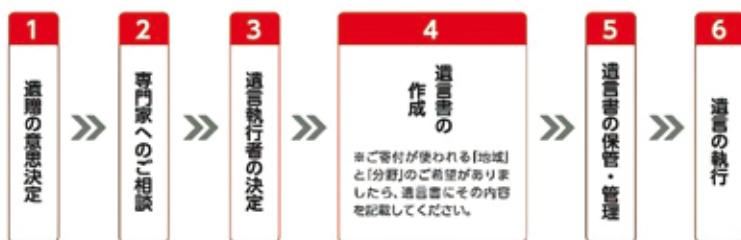


共同募金会では、「ご自身の財産や相続された財産を共同募金会でお預かりし、「ご自身の愛着がある地域の福祉のために活用してほしい」といつたご相談をいただくことがあります。そういった場合に、共同募金会は国内の全ての地域で活動を行ってはいるため、遺贈によりご自身の財産を愛着がある地域のために遺すことが可能です。また、ご寄付が活用される地域や活用される地域福祉活動分野（例：児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等）を指定していただくこともできます。（共同募金会にお任せいただくことも可能です）

公正証書遺言の例



【遺言によるご寄付の流れ（公正証書遺言の場合）】



【三重県共同募金会】

〒 514-0003
三重県津市桜橋2丁目131
(三重県社会福祉会館内)

T E L 059-226-2605
F A X 059-221-0044
E-mail miekyoubo@miewel.or.jp



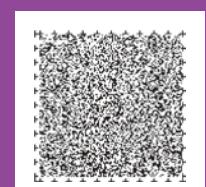
遺贈をしていただく場合、遺言書が多くの、一般的には遺言書を作成します。遺言書の種類には、「公正証書遺言」「自筆証書遺言」があります。公正証書遺言は形式不備によるトラブルを避けたためにも、専門家（公証人、弁護士、税理士、司法書士、信託銀行等）にご相談いただいたうえで「公正証書遺言」を作成されることをお勧めしています。

相続寄付とは、故人の遺産を寄付することです。ご遺族の方が財産を相続税の申告期限までに寄付された場合、非課税となる税制上の優遇措置を受けることができます。なお、共同募金に相続寄付をいただいた場合、領収書（税制優遇対応）を発行するほか、感謝状を贈呈させていた

金にご協力していただき、活用していただきたい情報であり、ご不明な点・ご相談等があれば当会までご連絡ください。本年度も赤い羽根共同募金へのご協力をよろしくお願いします。

4 相続寄付

今号で紹介した内容は、共同募



Uni-Voice音声コード

にきてまよ

③ 仕事のやりがいについて

福祉の現場では、様々な経験をもつた方が活躍しています。そこで、この連載では、様々なルーツをもつ方がスポットを当てて、掘り下げていきます。

第2回は遠くミャンマーから来日、社会福祉法人長茂会で介護職員として活躍しているスニイン・カインさんに日本の印象や現在の仕事について聞いてみました。

① 母国に在住していた頃について

ミャンマーに住んでいたときは、毎日学校に通っていました。週末は友達と遊んだり、市場に出かけて買物したりして、とても楽しかったです。ミャンマーは、季節によって行事もさまざまで、特に「水かけ祭り」は毎年楽しみにしていました。今でもそのことは思い出しています。

②入国から就職について

大学時代、私は家族と離れ、寮生活を送っていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により学校が休校となり、実家に戻ることとなりました。その時、祖父が新型コロナウイルス感染症により亡くなりました。私は祖父のお世話をすることことができませんでした。とても悔い改めました。

介護は単なるお世話ではなく、一人ひとりの気持ちや尊厳を大切にしながら支援する仕事です。相手の立場に立つて考え、少しでも快適に過ごしてもらえるように、特にできなかつた事が少しずつできるようになったり、利用者様の笑顔が増えたりしたときに大きな喜びを感じています。利用者様の生活を支える中で「ありがとうございます」の言葉にやりがいを感じています。

じくて悲しい思いをしました。それからお世話をできなかつたことから、私は高齢の方々ができる限りの力で支えたいと思い、介護の世界に入ることを決めました。

その後、基本的な介護技術や知識を身につけ、施設の実習では、介護・福祉の現場に直接触れる機会もありました。このような経験を通して、福祉業界で働くことの意味と責任を実感するようになりました。

仕事が忙しいとき、ほんの少しの深呼吸やストレッチをするんですけど、身体も心もリフレッシュできてしまうのです。ハサード、毎日の仕事を前向きに続けることができるのです。

⑤ これから

介護の現場ではチームワークがとても重要です。報告・連絡・相談をしつかり行う事で、より良いケアにつながることを感じています。介護の仕事は大変な事も多いですが、その中でも人として成長できる仕事だと感じています。

今後もこの経験を大切にしながら、さらに学び続けていきたいと思っています。



福祉レストラン

Q1 お店（法人）のこだわりは？

A1 当店はレストラン開業前から就労継続支援B型事業所でパンを製造・販売しており口コミで評判が広がったことが店舗開業のきっかけになりました。その後、業務拡大の一環として和食レストランを開き、現在に至ります。今も隣接する「パン工房いずみ」で製造したパンを店内で販売しており、多くのお客様からご好評いただいております。

また、障がい者福祉に特別な関心のない方でも気軽に訪れていただけるよう、「味」にこだわり、どなたにとっても満足いただける食事の提供を大切にしています。

Q3 おすすめのメニュー

A3 おすすめのメニューは、旬の食材をふんだんに使った「季節のお任せご膳」で、多くのお客様にご好評をいただいています。

また、「手打ちそばランチ」も人気の一品です。こちらは「みえきた手打ちそば同好会・蕎友会」の方々が打った、1日限定10食の手打ちそばを提供しており、さらに野菜の天ぷら盛り合わせ、天巻、数種類の小鉢が付いています。

定食の小鉢や天ぷら等に使う野菜は、地元で採れた新鮮な野菜を中心に使用しています。時には職員が家庭菜園で収穫したものや地域の方にいただいた野菜を使用した地元の恵みを存分に味わっていただけるメニューづくりを心がけています。



季節のお任せご膳



手打ちそばランチ

三重県では、障がい者就労支援の一環として、さまざまな障がいのある人が自分らしい働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分発揮することが出来るような取組をされているカフェやレストランがあります。本誌では、そんな取組をされているお店にお邪魔し、連載企画としてご紹介します。

第7回目は、東員町にある社会福祉法人いづみが運営する「CAFÉ & REST IZUMI くろがねもーち」さんにお話しを伺いました。

Q2 スタッフの働き方は？

A2 当法人の利用者は主にパン作りや内職などの業務に携わっており、うち2名の利用者が「くろがねもーち」にてホール業務や厨房補助として働いています。製造などの手先を使う作業が苦手だった方が、ホールでの接客を経験する中で能力を発揮し、新たな可能性を開花させるなど、強みを活かしながら働ける環境づくりを心がけています。

Q4 今後の展望

A4 コロナ禍以前には、店内で地元バンドの演奏や大正琴の演奏会を開催。駐車場を利用してマルシェを開くなど、地域の方々と交流できるさまざまなイベントを行ってきました。今後は、そうした取り組みを再開し、地域の皆さんと一緒に新しいイベントを企画していくべきと考えています。

今年の5月に満10周年を迎えた当店は、平成26年のオープン以来、スタッフ一人ひとりの努力、多くのお客様に支えていただきおかげでこれまで歩んでくることができました。

これからも、常に活気ある雰囲気を大切にしながら、さらに10年、20年と長く愛され続けるお店を目指してまいります。



Instagram



information

三重県共同募金会 令和7年度 児童福祉・高齢者福祉支援助成 追加募集を行います。

三重県共同募金会では、「子育て支援・子どもたちの居場所づくり等」、「子ども食堂」、「高齢者・要介護者世帯（1人暮らし含む）在宅生活支援事業高齢者交流および居場所づくり事業」、「高齢者交流および居場所づくり事業」、を行う団体を支援するため、助成先を追加募集します。

対象事業 ※いずれも三重県内で実施するもの

① 子育て支援・子どもたちの居場所づくり等

- 「子育て支援」、「子どもたちの居場所づくり」、「地域から孤立をなくす」をテーマに活動または寄附を募っている団体が行う事業

② 子ども食堂

③ 高齢者・要介護者世帯（1人暮らし含む）在宅生活支援事業

- 日常生活用具支給、給食サービス、ひとり暮らし高齢者の見守り・訪問
- 日常生活支援サービス（買い物、室内清掃、草刈り、ゴミ出し等）、無料貸出用車いすの整備および貸出

④ 高齢者交流および居場所づくり事業

- 高齢者等の交流の場の提供、高齢者の集い・会食会等の企画運営、各種講座・教室（美術、音楽、運動、リハビリ等）の企画運営

助成上限額 1団体 20万円

募集期限 令和7年10月24日（金）まで【必着】

応募方法 当会指定専用HP『e応募』（下記URL参照）にて予め団体登録を行い申請すること。

郵便や当会事務局への持参等による申請は不可

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/mie/oubo/apply/r7941024>

令和7年度

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索



老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である
社会福祉法人等が運営する社会
福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

（賠償責任保険、動産総合保険等）

① 基本補償（賠償・見舞）

▶ 保険金額		
	基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故	身体賠償（1名・1事故）	2億円・10億円 2億円・10億円
	財物賠償（1事故）	2,000万円 2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円 200万円
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円 20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円 1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円 1,000万円
	徘徊時賠償（期間中）	2,000万円 2,000万円
	事故対応特別費用（期間中）	500万円 500万円
	被害者対応費用（1名につき）	1事故10万円限度 1事故10万円限度
	傷害見舞費用	死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料（掛金）	
定員	基本補償（A型）
補基本	1~50名 35,000~61,460円
A型	51~100名 68,270~97,000円
付見舞費用付（B型）	100名以降1名~10名増ごと 1,500円
基本補償（A型） 保険料	【見舞費用加算】 定員1名あたり 人所：1,300円 通所：1,390円



プラン 2 施設利用者の補償

プラン 3 職員等の補償

プラン 4 法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒にして締結する団体契約（賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

（引受幹事）損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137

受付時間：平日の9:00~17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667

受付時間：平日の9:30~17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

（SJ24-11108 より抜粋）



あいがとうメーリセー三

～心も一緒に届いています～

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

令和6年度実施事業

子どもの居場所づくり事業

鈴鹿市社会福祉協議会では、課題を抱えている子どもが社会的に孤立することを防ぐため、学習支援及び居場所づくりの支援を行う事業を実施しており、また、子ども食堂等のバックアップも行っています。

令和6年度は子ども食堂事業を行う4団体に助成をし、活用していただきました。事業への参加者から「いつもは1人で子どもを見ていて、こういった場ではみんなで子どもを見ることがで、安心することができます」といったお声をいただきました。

共同募金にご協力いただき、ありがとうございました。



三重県重症ケア家族会SMILE

令和6年度実施事業

ピアサポート交流会

三重県重症ケア家族会SMILEでは、県内の医療的ケア児者・重症心身障がい児者のための公的扶助及びサービスの提供、待遇の向上に関する活動等を行っています。

令和6年度は共同募金を活用した事業として、医療的ケア児者・重症心身障がい者等、障がいのある子どもの保護者を対象に、先輩当事者である当会会員がピアスタッフとなり、経験を共有し、気持ちを分かち合う交流会を開催しました。

我が子が重い障がいを負ったという現実を前に戸惑いや不安等を感じ、そういった思いを誰にも話せず、孤立してしまいがちな人たちの気持ちに寄り添い、未来への明るい希望を持つことができるようサポートすることができました。



発行人 井村 正勝
編集人 横田 浩一・広報委員会
発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
〒 514-8552 三重県津市桜橋2丁目 131
TEL : 059-227-5145 FAX : 059-227-6618
URL : <https://www.miewel-1.com/> E-mail : info@miewel.or.jp
編集協力 株式会社アイリック

2025年10月号(通巻409号) 令和7年10月発行

「福みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。